

海外労働事情

アメリカ

不法移民の就労合法化の可否をめぐる議論

最近アメリカでは、不法移民をめぐる議論が高まりを見せている。議会下院で二〇〇五年一月、不法移民の取り締まりを強化する法案が通過したことを契機に、三月下旬以降、不法移民の就労合法化を求める大規模なデモが全米各地で展開された(1)。全米で推計一二〇〇万人

に上るとされる不法移民は、アメリカ経済にとって無視し得ないほどの存在になりつつある。大統領は、不法移民への規制を強化しつつ、期限を区切って彼らに就労を認めるという包括的な法案(2)の成立を目指しているが、上下両院、世論は「不法移民は本来アメリカで働くことができないとの原則に立ち返り、不法移民への規制を強化すべき」とするものと、「アメリカ経済の一端を担う彼らに合法的地位を与えるべき」との見解に大きく分かれている。

拡大を続ける不法移民

アメリカの移民問題研究機関「ピュー・ヒスパニック・センタ―」によれば、二〇〇六年三月現在、アメリカ国内に居住す

る不法移民の数は約一一五〇万人から一二〇〇万人に上るとされる。二〇〇〇年時点では、推定で八四〇万人とされていたため、年間で約六〇万人増加した計算になる。移民のうち約六割と最も大きな割合を占めるのは、貧困からの脱出を求めて国境を接するメキシコ経由でアメリカにやってくる中南米系移民である。彼らはアメリカに入国後、低賃金労働者として、建設現場や工場、サービス業などに従事することが多い。

排除か共存か

不法移民の扱いを巡り、世論も大きく分かれている。ピュー・ヒスパニック・センタ―が、アメリカ国内で二〇〇六年一月以降に行われた各種の世論調査(3)をまとめて発表したところによると、次のような傾向が見られる。

- ・合法か違法かを問わず、移民自体がアメリカにとって善か悪かについて、国民の意見はほぼ二分されている。
- ・合法移民の受け入れ数(4)も意見が分かれるところである。回答者の約三分の一強は合法移民の受け入れを現在の水準に保つか縮小すべきと考えており、合法移民の数を増やすべきだとする意見は比較的少ない。

- ・不法移民は、アメリカ人がやりたがらない仕事に就いていると考える人が多数を占める。
- ・国内に在住する不法移民について、永住権や市民権を付与するか、または一時滞在労働者としてアメリカ国内に留まれるようにするといった措置に賛成する者が多数いる。こうした選択肢が示されている場合、彼らを帰国させる、または強制送還に賛成する者は少数である。

法案の調整は難航の見込み

「包括的なアプローチ」を提案しているブッシュ大統領に対し、議会下院は二〇〇五年一月

二月、規制強化のみを盛り込んだ法案を通過させた。具体的には、既に国内に居住する不法移民とその家族に対する罰則の強化、メキシコとの国境に、新たに障壁を追加・新設する等が主な内容となっている。一方、上院は賛否両論に分かれていたが、五月二五日、規制強化も含めつつ、一時労働許可を盛り込んだ案を可決(5)した。上院の法案の特徴は、不法移民の扱いを(1)アメリカに五年間以上滞在していれば罰金や英語習得を条件に合法的な滞在資格や市民権を与える、(2)滞在期間が二・五年の場合、一度出国し再入国する手続きを経て、一時労働者として法的地位

を認める、(3)滞在期間が二年未満の場合、出国させる——のようになり、滞在期間によって分けたことである。またメキシコ国境での約六〇〇キロメートルのフェンスの設置や、大統領が五月一日に提唱した最大六〇〇人規模の州兵部隊の派遣なども含んでいる。

上院と下院とで議決が異なった場合には両院協議会による調整が必要(6)であるが、一月の中間選挙(7)を視野に、下院では保守派を中心として一時労働許可に対し強硬な反対意見が高まっており、法案の調整は難航が予想される。

〔注〕

1. 四月一日には数十万人規模、「移民のいない日」と名づけられた五月一日には、百万人超の規模のデモが全米各地で行われた。五月一日のデモにより、移民にその多くを依存するトラック運送業、卸売市場、農業、建設現場などで一部経済の停滞が見られた。デモには特定のリーダーはいなかったが、デモを後押しした団体の中には、教会や人権団体と並んでSEIU、UNITED・HEREなどの労働組合もある。
2. 大統領の提案は、(1)国境警備の強化、(2)不法移民やその

使用者に対する取り締まり強化、(3)期限を区切って、不法就労者の就労を認める「一時労働許可制度」——の三本柱から成る。

3. 以下の世論調査の結果をまとめたもの。①ピュー・ヒスパニック・センタ―(四月、五月それぞれ実施)、②ニュースウィーク、③ロサンゼルスタイムズ/ブルームバーグ、④NBCニュース/ウォールストリートジャーナル/ブルームバーグ、⑤FOXニュース/オピニオン・ダイナミクス、⑥USAToday/ギャラップ、⑦ABCニュース/ワシントンポスト、⑧タイム、⑨AP通信/イプソス。
4. アメリカの移民政策については当機構HPを参照。http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_11/america_01.htm
5. 上院での法案可決に先立つ五月二三日には、不法移民の就労を未然に防ぐため、労働者が合法的な就労者であるかどうか、使用者に確認を義務付ける法案が上院で可決された。具体的には、使用者が労働者を雇用する際に、国土安全保障省が作成したオンライン・システムに労働者の社会保障番号を入力すると、数日以内に国土安全保障局から可否についての連絡が使用者に送られる仕組みとなっている。

法案では、下院において法案が可決された後、二年以内にシステムを導入することを目指しているが、実際にシステム導入作業を行う国土安全保障省では、準備期間の不足を理由に、システムの早期導入には消極的な姿勢を見せている。

6. 上院と下院で議決が異なる場合には、両院協議会において法案を一本化した上で、両院の本会議で修正案を可決する必要があるのである。

7. 下院議員全員と、上院の議席の三分の一が改選となる。下院の任期は二年で、選挙の二回に一度は大統領選挙と一致する。一致しない年の選挙を中間選挙と呼ぶ。

(国際研究部 吉原夕紀子)

ドイツ

最低賃金制度の導入をめぐる議論

ドイツでは、最低賃金制度の導入をめぐる議論が活発に行われている。ミュンテフェリング副首相兼労働社会相は二月、今年後半に最低賃金を議会に提出する用意があると宣言した。メルケル首相も最低賃金を求める要求に理解を示し、議論に拍車がかかった。ドイツ労働総同盟(DGB)と社会民主党(SPD)は、時給七・五ユーロの

最低賃金を主張している。しかし、ミュンテフェリング氏は四月に入ってから、最低賃金の導入がサービス産業における雇用喪失に繋がる可能性があるとの懸念を示した。メルケル首相も五月末のDGBの大会において、一律七・五ユーロの広域最低賃金を拒否する旨を表明した。

最低賃金の必要性

欧州連合(EU)加盟二五カ国では、既に一九カ国において最低賃金が導入されている。ドイツは、例外を除いて、法定最低賃金制度を持たない。団体協約が適用される企業は、一般的に、労使が交渉によって最低賃金に合意する。労使が合意した場合、労働社会省が一般拘束宣言を発することにより、労働協約が当該産業のすべての労働者に適用される。法定最低賃金は、建設産業のいくつかの部門(主要な建設業、塗装、屋根ふき、解体)においてのみ存在する。

労働組合や社会民主党は、多くの人がフルタイムの仕事を持ちながら、貧困ライン以下の生活を強いられる現状から、政府が低賃金労働者を保護するための対策を講じる必要性を主張する。最低賃金は、閑労働の抑止、社会保障制度の空洞化の防止に寄与するとしている。また、欧州議会が二月に採択した、EU域内市場におけるサ

ービス提供の自由化を目的とした「サービス指令案」により、中東欧の安価なサービス労働者が流入し、労働条件の低下を引き起こす事態が懸念された。ドイツ政府は、外国人サービス労働者による賃金ダンピングから国内労働市場を守るため、然るべき対策を講じる旨を表明した。欧州委員会のフェアホイゲン副委員長(企業・産業担当)も、「最低賃金が導入されれば、サービス指令がドイツの賃金にとって、圧力となる懸念もなくなくなるだろう」と述べた。

低賃金労働市場の状況

ドイツ経済研究所(DIW)の調査によると、時給が平均の三分の二(西部ドイツは九・四三ユーロ、東部ドイツは七・四三ユーロ)に満たない低賃金産業の就業者の割合が、一九九四年の一五・五%から二〇〇四年には二〇・六%まで増加した。DIWによれば、低賃金産業の拡大は、パートタイム雇用とミニ/ミディ・ジョブ(1)の増加に起因する。しかし、常用雇用に占める低所得者の割合もかなり大きく、低賃金労働者の五〇・六%がフルタイムで働いているという。専門職の中にも低賃金の職にしか就けない労働者がおり、東部ドイツでは、専門職の約三割が低賃金産業に属している(例えば、職長の一割が時給七・四三ユーロ以下となっ

ている)。時給がとくに低いのは、従業員五人未満の小規模事業所の労働者である。DIWは、最低賃金が時給七・五ユーロになった場合、西部ドイツでは一人に一人、東部ドイツでは五人に一人に対して、賃上げが必要となり、小規模企業の競争力低下が危惧されると指摘している。

最低賃金に関するさまざまな主張

EU諸国の最低賃金は、ルクセンブルグの月額一五〇〇ユーロからラトヴィアの月額一六ユーロまで大きな幅がある。一九九九年に最低賃金制度を導入したイギリスでは、時給五・〇五ポンド(約七・五ユーロ)が適用されている。

DGB傘下のいくつかの産業別労働組合は、すべての使用者に適用される時給七・五ユーロの法定最低賃金を要求している。キリスト教民主・社会同盟の専門家は、時給六ユーロを主張する。これは一カ月当たり一三〇〇ユーロ(税引前)の賃金水準となる。ドイツの二〇〇四年の平均賃金は二六四〇ユーロであった。

ドイツ使用者団体連盟のフント会長は、現在、月収一五〇〇ユーロ以下が三四〇万人、一三〇〇ユーロ以下が二六〇万人、一〇〇〇ユーロ以下が一三〇万人おり、最低賃金の導入がこれ

ら何百万もの職を危険にさらす恐れがあると指摘する。

ミュンテフェリング副首相兼労働社会相は四月、ドイツにおける法定最低賃金の導入は、産業間の大幅な賃金格差により、サービス産業の数多くの職を奪う可能性があるとして述べた。このため、産業別に最低賃金を設定するのが望ましいとの考えを表明した。

五月末に開催されたDGBの定期大会において、ゾンマー会長は、改めて一律時給七・五ユーロの最低賃金を要求した。しかし、メルケル首相は、一律七・五ユーロの広域最低賃金の導入を拒否する考えを明らかにした。ミュンテフェリング副首相は、最低賃金よりも派遣法の適用を受ける産業の拡大が望ましいと述べ、最低賃金に関する尚早な決定を戒めた。

連立政権は、コンピ賃金(2)などの低賃金労働市場に関する政策と併せ、秋までに最低賃金について結論を出すこととしている。

(注)

1. ミニ・ジョブは、月額四〇〇ユーロまでの僅少労働に対し、労働者の社会保険料を免除し、ミニ・ジョブ労働者は月額四〇〇ユーロまで満額の賃金を受け取るもの。使用者は二五%の定率社会保険料を支払う。月額四〇〇〜八〇〇ユーロまでのミディ・ジョブ

海外労働事情

プでは、労働者の社会保険料負担が段階的に引き上げられ、月額八〇〇ユーロで初めて満額となる。使用者は通常の社会保険料負担を支払う。

2. 長期失業者、低資格者の最低生活保障と就労促進を目的として、賃金と社会給付をフランスよく組み合わせた賃金モデル。低賃金労働市場の創出とそこの雇用拡大が政策意図に含まれている。

(国際研究部 大島秀之)

イギリス

自動車製造産業の再編

二〇〇六年四月、フランスの自動車メーカー、プジョー・シトロエン(PSA)社は、イングランド中部コベントリーのライオン工場を閉鎖すると発表した。閉鎖は段階的に行なわれるが、失業者は直接的な解雇二〇〇〇人に関連業者を含めると数千人規模に達すると見られている。同時にPSA社はスロバキア工場に一部製造ラインを移転することを明らかにした。英国の自動車製造産業に今何が起きているのかをレポートする。

ライオン工場閉鎖の背景

今回のPSA社ライオン工場

の閉鎖は、二〇〇五年四月のロングブリッジ工場閉鎖(MGローバー社)、九月ブラウンス・レーン工場の生産休止(ジャガー社)に次ぐものとして、労働組合や地元産業界からは失望の聲があがった。

PSA社が説明するライオン工場閉鎖の第一の理由は同工場の「製造コストの高さ」である。閉鎖にあたって経営側は、今年に入って全工場を対象に行なった生産コストの比較結果を発表、主力小型車モデルである「プジョー206」一台当たりの生産費を基準にした場合、ライオン工場は仏のポアシー工場より二八七ポンドも高いことを明らかにしている。

第二の理由は、「欧州内の需要の停滞と競争の激化」。PSA社はここ数年、西欧域外、とりわけ東欧での販売台数を増やしており、二〇〇五年にはチェコにトヨタとの合弁工場を開設、二〇〇六年五月からはスロバキアでの操業を開始している。しかしPSA社が工場閉鎖に踏み切った背景には、英国の集団解雇規制の緩やかさがあると見る向きも少なくない。フランスで工場を閉鎖する場合、労働法によって「社会計画」(ソシヤル・プラン)の作成が義務付けられているのに対し、英国

では欧州委員会「情報提供・協議指令」を国内法化した「二〇〇四年労働者への情報提供と労働者との協議に関する規則」が二〇〇五年四月に施行されたとはいえ、大量解雇に対する規制が非常に少ない。このため在英の工場を閉鎖した方が時間も費用も削減できる可能性が高いといわれる。法律事務所クリフォード・チャンスの試算によれば、ライオン工場を閉鎖した場合、労働者一人当たりのコストは五万ポンドに満たないが、フランスで同規模の工場を閉鎖した場合のコストは一四万ポンドにも上る可能性があるという。

労組は一斉に反発

労組アミカス(Amicus)のデレク・シンブソン書記長は英国の労働者にもフランス同様の労働者保護を行うべきだと抗議し、在仏プジョーの各労組も、閉鎖反対闘争を行うことを直ちに表明した。「フランスにおける工場閉鎖は許さない」と、英国工場閉鎖の余波がフランス国内労働者に及ぶことを牽制している。これに対して、PSA社のジャン・マルタン・フォルツCEOは、閉鎖に際して交渉や議論の余地は無かったと主張、発表前に英国政府や組合と協議をしなかった自社の立場を弁護

した。同CEOは「いかなる争議行為もライオン工場の閉鎖を早めるだけのもの」と、この問題に早期にピリオドを打ちたい構えだ。

地域に及ぼす影響は深刻

今回工場の閉鎖が集中したイングランド中部は、英国全土の中でも自動車関連産業に雇用されている人々が最も集積している地域。九万五〇〇〇人以上が自動車関連企業で働いていることからライオン工場の閉鎖が雇用にも影響が懸念されている(2)。ライオン工場の閉鎖を受けて、ジョンソン貿易産業相は、地元のジョブセンタープラズを通じて再就職を支援すると語り、ローバー破綻時と同様に英国政府として介入する姿勢を示した。ローバー破綻の際には、六二五〇人の労働者が解雇され、関連するサプライ・チェーンの労働者一五五〇〇〇人が職を失い、EU構造基金(3)の援助を受けた就業支援策がとられた。しかし失業者の三分の一は再就職できておらず、再就職者できた者の平均年収もローバー時代より三五二三ポンド減少しているのが現状だ。

二〇〇五年以降、相次ぐ縮小計画

表 2005年以降の主要自動車製造工場の閉鎖

メーカー名	資本	閉鎖年	規模	地域名	工場名
PSA	仏	2007(予定)	2,300人	イングランド中部	レイオン
ポクソール	米(GM)	2006(予定)	900人	北イングランド	エルズミア・ポート
TVR	英	2006(予定)	260人	イングランド北部沿岸	ブラックプール
MGローバー	英	2005	6,250人	イングランド中西部	ロングブリッジ
ジャガー	米(フォード)	2005	1,150人	イングランド中部	ブラウンス・レーン

注)規模にはサプライヤー関連の失業者は含まない。

自動車製造産業にとって、欧州は多数の大手メーカーがシェア拡大をめざししのぎを削る非常に厳しい市場。PSA社がライオン工場の閉鎖を発表した八日後、英国スポーツカー専門メーカーのTVRがイングランド北部・ブラックプールにある同社工場を半年以内に閉鎖すると発表、さらに五月一七日には、米ゼネラル・モーターズ(GM)

社傘下のボクスール社が、北イングランド・エルズミア・ポト工場の従業員約九〇〇人を解雇すると発表した。同社は解雇理由に「長期的な競争力の確保」をあげており、解雇によりコスト削減と生産性の向上を図るとしている。

アマカスのシンプソン書記長は、「自動車産業にとどまらず英国製造業にとつての痛烈な打撃になる」と述べ、直ちに解雇計画の撤回を要求した。また、運輸一般労組（T & G）のトニー・ウッドリー書記長は「市場に任せておくだけでは製造業の大量人員削減は防げない」と指摘、大量解雇を回避するための政府の積極的関与を要求した。

一方で拡大の動きも

その一方で、今後も英国での自動車製造拡大に意欲を示すメーカーもある。欧州日産自動車のシニア・バイス・プレジデントであるコリン・ドッジ氏は、「現時点では東欧に生産拠点を移す計画はない」として同社の欧州本部をイングランド北東サnderランドに置き、引き続き競争力を維持することを強調している。日産自以外にも、ロータスなどが英国での製造維持に前向きな姿勢を示しており、縮小と拡大が入り乱れ、英国の自動車産業は再編の動きが進んでいる。

〔注〕

1. 社会計画には、解雇の人数や雇用削減を避けるあらゆる対策や（退職割増）手当などの解雇の財政的条件を詳細に明記しなくてはならず、従業員代表の協議にかけられた後に労働当局に送付され、審議される。

2. 英国ミッドランズ開発公社ウェブサイトに基づく。

3. EUは、加盟国間・地域間の経済面・社会面における格差の是正を重点目標に位置づけ、構造政策（地域政策）に基づき財政的援助を実施している（EU総予算の約三分の一）。構造政策の主な手段は、構造基金（欧州社会基金、欧州地域開発基金など）、結束基金で、このうち構造基金は、リストラに直面している加盟国を支援する活動に対して援助を行う。

（国際研究部 淀川京子）

スペイン

労働市場改革をめぐる社会対話、政労使が合意

二〇〇六年五月九日、スペイン政府、労働者総同盟（UGT）と労働者委員会（CCOO）の二大労組、そして中小企業連合（Cepyme）の代表が、労働市場改革に関する合意にサインした。二〇〇四年に発足した社会労働党（PSOE）政権

下で初となる労働市場改革は、一四カ月に及ぶ交渉の末、ようやく実現の見通しにこぎつけたといえる。

政労使の三者間で最後まで議論が続いたのは、高い有期雇用率（ \uparrow ）に代表される「雇用の不安定」の解決に関する問題。労組側が有期雇用の濫用に対する規制強化を求めるとに対し、使用者側は無期雇用における高い解雇コストの低減を強く要求していた。双方の溝のあまりの深

さに、一時は、労使間の合意のないまま政府が改革のイニシヤティブをとらなければならぬのではないかと懸念されるほどであった。しかし、二〇〇六年四月頃から労使間で、交渉の行き詰まりを打開しようとする動きが出始め、ようやく合意に至った。

労働省では、今回の合意に基づき労働改革を七月一日から施行するため、勅令法（ \downarrow ）という形で処理する予定である。合意の主な内容は以下の通り。

① 有期雇用の濫用への規制

二年以上にわたり、有期契約を二回以上繰り返す形で雇われ、同じポストで働いている労働者は、三〇カ月以内に無期雇用労働者となることが義務づけられる。この措置は労働者憲章にも取り入れられる。

② 有期雇用を早期に減少させるための緊急措置 二〇〇六年一月三十一日までに実施される

有期雇用の無期雇用への転換に對し、一件当たり年額八〇〇ユーロを助成する（最高三年まで）。また、二〇〇八年までは有期雇用を「雇用促進契約」という形で無期雇用へ転換することができ、同契約では、雇用人の負担を軽減するため、解雇に際して支払わなければならない解雇金を「賃金三百分×勤続年数」としている③。

③ 無期雇用契約への助成 無期雇用の場合のみ助成金を支給する。額については、保険料の一定割合でなく定額制とする。対象となる労働者（女性、若年者、障害者、訓練契約労働者等）により、雇用人は年五〇〇〜三二〇〇ユーロを受給できる。期間は、原則四年とする。

④ 社会保険料の雇用人側負担分の軽減 失業保険および賃金保証基金（Fogasa）会社が倒産した際に、労働者への賃金の支払いを保証する基金の財源に当てられる保険料の雇用人側負担分を軽減する。

⑤ Fogasa による給付の向上 Fogasa の給付額を増額する。また、対象を現在の無期労働者のみから、有期労働者にも広げる。

今回の労働市場改革の財源は、そのほとんどが国家一般予算でなく社会保障制度財源から支出される。総額は、年間約四〇億ユーロ。そのうち二七億ユーロは、無期雇用契約の助成に充て

られる予定である。

こうした今回の合意について、サパテロ首相は「一年以上にわたる労使間の社会対話は何度も危機に直面したが、労使が忍耐強くこれ乗り越え、雇用の安定と質の改善という野心的な目的を追求する合意に達した」として、「歴史的な合意」と高く評価。さらに、「有期雇用を減らし、企業における人材の忠誠化と蓄積をはかることで、生産性の向上が期待できる」、「雇用の安定に支えられてこそ、経済成長も安定する」などと、労働市場改革への大きな期待を語った。

一方、労組は今回の合意を「スペインにおける生産モデルの改革につなげるべき」と主張。CCOO のフィダルゴ書記長は、「有期雇用の濫用という雇用の質の問題の根元は、あくまでもスペインの生産組織にあるということ忘れてはいけない」と強調し、UGT のメンデス書記長もほぼ同様の見解を示した。それに対し使用者側は、社会保険料の企業側負担分の軽減措置を重視（ \downarrow ）。スペイン経団連（CEOE）のクエバス会長は、今回の改革で相当数の有期雇用が無期雇用へ転換できるといって見通しを明らかにした。また、今回の合意と日と同じくして、建設部門における下請契約を規制する法律も下院で可決。上院での可決を経て、年内

海外労働事情

にも施行される見通しとなった。同法では、下請企業が一定割合の無期雇用の正社員を持つことを義務づけている(5)。建設部門において下請契約の濫用が数多くみられるスペインでは(6)、これこそが雇用の不安定と労災の元凶であると考えられており、同法は、今回の労働市場改革をめぐると合意を補完するものとして、二大労組も高く評価している。

長い道程を経て、労働市場改革をめぐると合意がようやく、合意に達したスペイン。しかし、合意といっても労使でその受けとめ方には温度差がみられる。今後は、今回の合意を基に改革をどう実現していくかということが大きな課題となる。

[注]

1. スペインの有期雇用率は三三%前後で、EU内でも最も高い。特に使用者側がコスト削減のために有期雇用を濫用するケースの多さが問題視されてきた。例えば同一の労働者を何回も続けて有期雇用すれば、事実上無期限で雇用したのと変わらない。さらに、雇用契約期限を夏のバカンス期の直前にしておけば、無期雇用労働者に対しては支払わなければならないバカンス中の給与を節約することが可能

となる。UGTは、こうしたケースの減少が有期雇用率の低下につながるると以前より主張していた。

2. 緊急かつ非常のケースにおいてのみ使われる法形態。閣議で決定・発効後は、三〇日以内に国会で可決されなければならぬ。

3. 一般の無期契約の場合は、賃金四五日分×勤続年数。

4. 労働省は、今回の軽減措置により労働者一人当たりの労働費用は三〇四%低くなるとしている。

5. 施行から一八カ月以内は一〇%、以後、一九三六カ月で二〇%、三年目以降は三〇%とする予定。

6. スペインにある建設部門企業二四万七〇〇〇社のうち、労働者数が五〇〇人を超えるのは四五社のみ。一方、労働者数が六人以下という零細企業は一七万五〇〇〇社にもものぼるとされる。

(国際研究部 町田敦子)

韓国

非正規労働者保護法案、 またも国会可決ならず

二〇〇四年一月に国会提出以来一年半の間ペンディング

となっている「非正規労働者保護法案」は、五月九日に閉会した臨時国会での成立はならなかった。

与党ウリ党は、昨年二月、私立学校法改正法案で野党ハンナラ党と対立し、ウリ党が強行採決により同法案を成立させたことによる両党の反目が、非正規労働者保護法案の成立に悪影響を与える形となった。

ハンナラ党は、それまで非正規労働者保護法案に賛成の立場であったが、ウリ党が私立学校法改正法案の修正などハンナラ党の要求する譲歩に応じなかったことから、その意趣返しとして非正規労働者保護法案の成立に協力しなかった模様。なお、ハンナラ党は私立学校法の再審議がなされない限り、非正規労働者保護法案をはじめ他の一切の法案への協力をしないと表明している。

非正規労働者保護法案は、国会提出当初から、非正規労働者の数を増やすとともに彼らの地位を一層不安定なものにする主張する労働組合及び民主労働党から激しい反発を受けてきたが、ここに至りても政争の具となり、成否は先送りとなった形である。

政府は、法案の成立及び来年一月からの法の施行のため、非

正規労働者に係る追加施策の実施をすでに表明しているが、同法案が九月の通常国会において再審議され、成立した場合でも、施行は早くとも来年の七月になると見られる。

出所：五月二日付KoreaTimes
(国際研究部)

台湾

再発するタイ人労働者による 争議

二〇〇五年八月に勃発したタイ人労働者による暴動は、雇用主である高雄捷運公司(KRTC)への反発と仲介した公的機関による搾取が原因であった。事態を深刻に受け止めた政府は、緊急に実態調査に乗り出し、事態は一時的に収束したかに見える。

しかし、今年に入り、タイ人労働者六三二人はKRTCに対する不満から職場に向かうシャトルバスへの乗車を拒否、三月三十一日に再度のストライキを決行した。今回のストライキは、超過勤務手当の未払いと医療費の増額、一向に改善されない生活環境、不十分な食事など不公正な取り扱いに抗議するものである。

八月のストライキ発生以来、

外国人業務を担当する職員が岡山、鳳山、高雄の外国人労働者宿舎をほぼ毎日調査するなど政府も食事の質、生活環境の改善に努力している。

KRTC副社長と外国人労働者生活管理事務所は、今回のストライキを休日として処理し、労働者の給与を差し引くことはしないことをきめ、タイ人労働者の代表と合意したことで今回の事態は漸く収束した。

タイ人労働者の一連の暴動は、政府指導者数名が辞職するというスクランダルに発展し、外国人労働者の受入れのあり方を台湾社会全体に問題提起した。

政府職員によると、八月の暴動処理以降労働者の処遇は、一般的に徐々にではあるが、改善してきているはずであるという。また、同氏は、今回の暴動の原因の多くは、タイ人労働者が労働規則を理解していないために混乱したのであると推測している。KRTC側も、今後は、タイ人労働者にも労働基準法の遵守を徹底してもらい、労働者が説明なく三日間以上欠勤した場合はレイオフし、タイへの帰国を求めると強調している。

(国際研究部)